

# 「誰もが使える」を考える

星川安之\*

\* 共用品推進機構 東京都千代田区神田猿樂町 2 5 4  
 \* The Accessible Design Foundation of Japan, 2 5 4 Kanda, Sarugakucho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan  
 \* E-mail: hoshikawa@kyoyohin.org

キーワード：共用品 (kyoyohin), アクセシブルデザイン (accessible design), 共生社会 (everyone's society), アクセシブルミーティング (accessible meeting).

JL 0002/24/6302-0063 ©2024 SICE

## 1. はじめに

しょっぱなから唐突な質問だが皆さんは、かしわ餅の「みそ餡」と「こし餡」、この2つの種類をどうやって区別されているだろうか？

江戸時代の風俗研究家であった喜田川守貞氏(1810～?)が書いた「守貞謾稿」の中で「江戸には味噌餡(砂糖入味噌)もあり、小豆餡は葉の表、味噌餡は葉の裏を出した由。」とかしわ餅に関する記述がある。これは、味噌餡と小豆餡のかしわ餅を、葉の裏表の違いを見て区別できることを伝えているが、葉の表裏は見るだけでなく、触っても識別することができる。偶然とはいえ、日本には江戸時代から視覚に障害があるなしにかかわらず便利な工夫があったのである(図1)。

時代は流れ、現在国内で市販されているほぼすべてのシャンプー容器の側面と上部には、ギザギザがつき、目の不自由な人や洗髪時に目をつむる多くの人が、シャンプー容器とリンス容器を触って識別できるようになっている。しかし、この2つには大きな違いがある。



図1 かしわ餅のパフレットの表紙<sup>1)</sup>

## 2. 不便さ調査

日本では30年ほど前から、私が所属する共用品推進機構が中心になり、高齢者や障害のある人たちに対して、日常生活における不便さ調査を繰り返し行ってきた。さまざまな業種のさまざまな部署、福祉関係施設の従事者、デザイン会社、行政機関、個人と、立場のさまざまなメンバーが集まり、障害の有無にかかわらず共に使える「モノ」や、「サービス」の普及を始めたのは1991年4月のことである。

各種業界企業中で、自社製品やサービスを、障害者や高齢者に使ってほしいという意思をもったメンバーがはじめに行ったのが、視覚障害者300名に、日常生活における不便さ調査だった。はじめは、2名ずつペアになり、視覚に障害のある人の家庭訪問を繰り返し行い、定性調査の位置づけで、家の中での不便なこと、家の外での不便なこと、工夫していること、あったらいいと思うモノやサービスを聞いてまわった。集まった結果を、集計し定量調査のアンケートの質問項目を作成した。

視覚障害と一言でいっても、見えない「全盲」から見えづらい「弱視(ロービジョン)」まで幅が広い。また、情報の入手も印刷された文字を大きくすれば読める人もいれば、読むことが困難な人もいる。点字が読める人、点字を読むことは困難で音声でカセットテープに吹き込んだもの、対面でアンケート項目を読んで、言葉で回答してもらうなど、異なる種類のアンケート用紙を作成し実施したところ、予想をはるかに上回る「不便さ」があがってきた。

図2のイラストで示しているのは、その中のごく一部である。不便さ調査の結果は、報告書<sup>2)</sup>として冊子にし、企業、業界団体、公的機関、当事者団体などからの希望者に、実費配布を行った。報告書は、多様な機関の多くの人に読まれたことで、多くの業界の多くの企業等から「不便さ」を解決した製品やサービスが創出されはじめたのが1993年中頃からである。

### 2.1 シャンプー容器の触覚識別

前述の報告書において、「同じような形で、種類や中身が区別しにくい商品がありますか?」という問いに、目の不自由な人たちが一番多く不便と答えたのが、シャンプーとリンス容器であった。ラベルには「シャンプー」、



図 2 視覚障害者の不便さのイラスト<sup>3)</sup>

「リンス」とそれぞれに記載されているが、触っても 2 つを区別することができない。

調査を行った共用品推進機構の前身の市民団体の「E&C プロジェクト」と、盲人用具の開発・販売を行っている社会福祉法人日本点字図書館とで、調査結果の報告会を、シャンプー・リンスを製造しているメーカーに声をかけて実施したのが、1992 年のことである。報告会は、参加した 10 社の大手企業に対して不便さ調査の報告と共に、視覚に障害のある当事者から、視覚障害者の生活の不便・便利・工夫を報告し、その後、意見交換の場となった。はじめに、各社が行っている視覚障害者への工夫が報告された。点字で、「シャンプー」、「リンス」と書かれたシールを視覚障害者に配布している、大きさを変えているなどが報告され、最後に報告されたのが、すでに目の不自由な人からの「識別が困難」という声を受け止めて検討を行った「シャンプー容器の上部と側面に凸のギザギザを付ける」という工夫であった。報告した花王株式会社はすでに実用新案を取得していた。取得した理由は、他社がリンス側にギザギザを付けてしまうと、視覚障害者はかえって混乱してしまうからと説明があった。そして、取得した実用新案は、同社の方針として無料で公開することも報告された。

1992 年 10 月、世界ではじめて容器側面にギザギザが付いた。視覚障害者のみならず、髪を洗う時には目をつむる大多数の人に便利なリンス容器と触って区別できるシャンプー容器の工夫はそこから、四半世紀がたった現在、日本のほぼすべてのシャンプー容器に付くに至ったのである。

## 2.2 かしわ餅の工夫

一方のかしわ餅の「柏餅のこし餡は、葉の裏側を表にして餅をつつみ、味噌餡は、葉の表側を表にして餅をつつむ」という工夫は、製造から流通へ、流通から消費者に、2 つの種類を伝える素晴らしいアイデアであり、



図 3 側面にギザギザのあるシャンプー容器

シャンプーのギザギザに勝るとも劣らない工夫である。しかし私が数年前に、仕事場近くの和菓子屋さんにかしわ餅の識別の工夫を聞いたところ、3 軒に 2 軒から「知らない」という答えが返ってきた。

シャンプー容器の工夫を多くの人が「知らない」にならないために、ルール of 可視化が必要であった(図 3)。

### 2.3 調査から明らかになった課題

視覚障害者 300 名への不便さ調査は、シャンプー・リンス容器の識別の困難さだけでなく、さまざまな不便さを明らかにした。その一つが当時全盛だった「プリペイドカード」だった。プリペイドカードは、テレホンカード、交通関連カード、買い物関連カードの識別と挿入方向が、視覚障害者には困難であるという不便さから、E&C プロジェクトはカードの挿入方向に対してカード左手前に、テレホンカードでは半円、交通関連カードは三角、買い物関連カードは四角の切り欠きをつける案を、モニタを繰り返して作成した。課題はこの案をどこに提案すれば良いか、通商産業省(現 経済産業省)のメンバーから「日本工業規格(JIS: 現・日本産業規格)は、利用者と製造者の合意があり且つ証明できる調査結果があれば、国に対して提案できる」というアドバイスがきっかけとなり、プリペイドカードの JIS 作成委員会が設置され、1996 年に「JISX6310 プリペイドカード一般通則」<sup>4)</sup>が発行されるに至ったのである。

その後シャンプー・リンスを含めた包装・容器に関する JIS 化を行い、ギザギザなどの工夫を誰もが知れるようにしたのである。

市民団体だった E&C プロジェクトは 8 年間活動、20 名だったメンバーは 400 名ほどになり他機関から、調査、ガイドライン作成、展示会の実施などの依頼が増え、それに応えるために 1999 年 4 月、発展的に解消、共用品推進機構という名称の財団法人(現在は、公益財団法人)として再スタートをきった。財団になってからは国際標準化機構(ISO)と連携して事務局を担い、共用品関連の JIS を国際規格にするようになった。規格を作る時に高齢者・障害者を考慮する国際ガイドが 2001 年に日本提案で制定され、その時名称は、アクセシブルデザインとなった。



図 4 規格の 3 段階

## 2.4 アクセシブルデザインの規格体系

現在、日本ではアクセシブルデザインの規格が、ガイドの元、43 種類になっている(表 1)。その 43 のアクセシブルデザイン関連の JIS は図 4 のように大きく 3 つに分類することができる。

1 つ目の「基本規格」は、ピラミッド型の三層構造の最上部に位置し、JIS での規格名は、JIS Z 8071「規格におけるアクセシビリティ配慮のための指針」<sup>5)</sup> である。同指針の適応範囲は、つぎのように記されている。

「人々を対象とする製品、サービス、建築環境及びそれらの組合せ(以下、システムという。)に直接的又は間接的に関わる規格を作成する者が、その内容にアクセシビリティに関連する要求事項及び推奨事項を取り入れるための指針を示す。

この規格は、規格作成者がアクセシビリティに関わる要求事項及び推奨事項を特定する際の一助となるように、次の事項に関する指針を示す。

- アクセシビリティに関連する用語の概要
- 規格作成プロセスにおいてアクセシビリティに関わる事項の導入の検討を支援するために考慮する課題
- (ユーザーアクセシビリティニーズの特定に役立つ) アクセシビリティに関わる一連の到達目標
- 人間の能力及び特性の概要、並びに対応する設計配慮点
- 規格の内容にユーザーアクセシビリティニーズ設計配慮点を反映するための方策」

2 つ目の「共通規格」は、基本規格の指針に沿って作られた規格で、ピラミッド型の三層構造の二段目に位置し、最下部に位置する製品ならびにサービスに関する個別の規格を作る際に使用し、各個別規格をアクセシビリティに配慮する規格に効率よくすることができる。現時点で、JIS においては、20 の共通規格がある。20 は視覚的配慮、聴覚的配慮、触覚的配慮、包装・容器、消費生活製品、施設・設備、情報通信に分類されている。

3 つ目の「個別規格」は、製品・サービス単位での規格で、ピラミッド型の三層構造最下部に位置し、前述の

表 1 アクセシブルデザイン関連 JIS

規格名	規格番号	規格種別	規格内容
基本規格	1	1	JIS Z 8071:2017「規格におけるアクセシビリティ配慮のための指針」
	2	2	JIS S 0012:2018「アクセシブルデザイン-消費生活用製品のアクセシビリティ一般要求事項」
	3	3	JIS S 0020:2018「アクセシブルデザイン-消費生活用製品のアクセシビリティ評価方法」
視覚的配慮	4	1	共 JIS S 0031:2013「高齢者・障害者配慮設計指針-視覚表示物-色光の年代別輝度コントラストの求め方」
	5	2	共 JIS S 0032:2003「高齢者・障害者配慮設計指針-視覚表示物-日本語文字の最小可読文字サイズ推定方法」
	6	3	共 JIS S 0033:2006「高齢者・障害者配慮設計指針-視覚表示物-年齢を考慮した基本色領域に基づく色の組合せ方法」
	7	4	共 JIS S 0043:2018「アクセシブルデザイン-視覚に障害のある人々が利用する取扱説明書の作成における配慮事項」
聴覚的配慮	8	1	共 JIS S 0013:2011「高齢者・障害者配慮設計指針-消費生活製品の報知音」
	9	2	共 JIS S 0014:2013「高齢者・障害者配慮設計指針-消費生活製品の報知音-幼音及び聴覚の加齢変化を考慮した音圧レベル」
	10	3	共 JIS S 0015:2018「アクセシブルデザイン-消費生活製品の音声案内」
触覚的配慮	11	1	共 JIS S 0011:2013「高齢者・障害者の配慮設計指針-消費生活用製品における凸点及び凸バー」
	12	2	共 JIS S 0052:2011「高齢者・障害者の配慮設計指針-触覚情報-触知図形の基本設計方法」
	13	3	共 JIS T 0921:2017「アクセシブルデザイン-標識、設備及び機器への点字の適用方法」
	14	4	共 JIS T 0922:2007「高齢者・障害者配慮設計指針-触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法」
	15	5	共 JIS T 9253「紫外線硬化樹脂インキ点字-品質及び試験方法」
	16	6	共 JIS X 6302-9:2018「識別カード-記録技術-第 9 部: 触ってカードを区別するための凸記号」
	17	7	共 JIS X 6310:1996「ブレイドカード-一般通則」
包装・容器	18	1	共 JIS S 0021-1:2020「包装-アクセシブルデザイン-第 1 部: 一般要求事項」
	19	2	共 JIS S 0021-2:2018「包装-アクセシブルデザイン-開封性」
	20	3	共 JIS S 0021-3:2020「包装-アクセシブルデザイン-情報及び表示」
	21	4	共 JIS S 0021-4:2021「包装-アクセシブルデザイン-第 4 部: 取扱い及び操作性」
	22	5	共 JIS S 0022-3:2007「高齢者・障害者配慮設計指針-包装・容器-触覚識別表示」
	23	6	共 JIS S 0022-4:2007「高齢者・障害者配慮設計指針-包装・容器-使用性評価方法」
	24	7	共 JIS S 0025:2011「高齢者・障害者配慮設計指針-包装・容器-危険の凸警告表示-要求事項」
衣料品	25	1	個 JIS S 0023:2002「高齢者配慮設計指針-衣料品」
	26	2	個 JIS S 0023-2:2007「高齢者配慮設計指針-衣料品-ボタンの形状及び使用方法」
施設・設備	27	1	共 JIS A 2191:2017「高齢者・障害者配慮設計指針-住宅設計におけるドア及び窓の選定」
	28	2	共 JIS S 0024:2004「高齢者・障害者配慮設計指針-住宅設備機器」
	29	3	共 JIS S 0026:2007「高齢者・障害者配慮設計指針-公共トイレにおける便所内操作部の形状、色、配置及び器具の配置」
	30	4	個 JIS S 0041:2010「高齢者・障害者配慮設計指針-自動販売機の操作性」
	31	5	共 JIS T 0901:2011「高齢者・障害者配慮設計指針-移動支援のための電子の情報提供機器の情報提供方法」
	32	6	共 JIS T 0902:2014「高齢者・障害者配慮設計指針-公共空間に設置する移動支援用案内」
	33	7	共 JIS T 9251:2014「高齢者・障害者配慮設計指針-視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状、寸法及びその配列」
	34	8	共 JIS T 9289:2019「高齢者・障害者配慮設計指針-ステッキホルダーの保持部」
情報通信	35	1	共 JIS X 8341-1:2010「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第 1 部: 共通指針」
	36	2	共 JIS X 8341-2:2014「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第 2 部: パソコンコンピュータ」
	37	3	共 JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第 3 部: ウェブコンテンツ」
	38	4	共 JIS X 8341-4:2018「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第 4 部: 電気通信機器」
	39	5	共 JIS X 8341-5:2006「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第 5 部: 事務機器」
	40	6	共 JIS X 8341-6:2013「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第 6 部: 対話ソフトウェア」
コミュニケーション	41	7	共 JIS X 8341-7:2011「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第 7 部: アクセシビリティ設定」
	42	1	共 JIS S 0042:2010「高齢者・障害者配慮設計指針-アクセシブルミーティング」
	43	2	共 JIS T 0103:2005「コミュニケーション支援機器用絵記号デザイン原則」

基本規格と共通規格と共に、個別規格から創出される製品・サービスの利用者のニーズ調査等をもとに作られている。その中の一つが『アクセシブルミーティング』=「みんなの会議」である。



## 2.5 みんなの会議

2014年、国際標準化機構(ISO)は、日本から提案された「アクセシブルミーティング(みんなの会議)」の規格を、国際規格として発行した。元になった規格は、日本で2010年に発行された『JIS S 0042(高齢者・障害者配慮設計指針 アクセシブルミーティング)』<sup>6)</sup>である。この日本産業規格(JIS)作成の背景には高齢者人口の増加と共にバリアフリー関連の法律が整備されてきたことにより、高齢者および障害のある人々の社会参加が進んだことがあげられる。

社会のルールは、その社会に生活している人が参加・議論してはじめて有効なルールになる。そのためには、高齢者および障害のある人々が会議に出席することが必要だが、多くの会議には高齢者および障害のある人々は参加していない。その要因の1つが、会議そのものがアクセシブルではなかったためである。会議主催者によっては、アクセシブルな会議をハードルの高いものと思いつみ、その実現をはじめから考えていなかったり、またはニーズに合っていない配慮を行っていたりといった状況が見受けられた。

特に誰もが暮らしやすい「共生社会」をつくるために必要なアクセシブルデザイン関連の日本産業規格(JIS)をつくる場合は、高齢者および障害のある人たちが委員として参加することが必要であったため、当該分野のJIS原案作成団体である共用品推進機構では、長年それぞれの障害当事者団体に会議での配慮事項を協議しながらアクセシブルミーティングを行ってきた。そしてアクセシブルミーティングが他の規格づくり、さらには他のさまざまな会議でも必要であるとの日本産業標準調査会(JISC)の判断のもと、アクセシブルなミーティングを行いながら日本産業規格(JIS)がつくられたのである。

2011年に、日本産業規格(JIS)のアクセシブルミーティングを小学校からでも実施できるようにと、イラスト版のアクセシブルミーティング「みんなの会議」<sup>7)</sup>が共用品推進機構を事務局としてつくられ、ウェブサイトに公開した。さらに、国際規格をつくる際の会議もアクセシブルミーティングであるべきとの見解のもと、日本の規格づくりを統括する日本産業標準調査会(JISC)より国際規格を統括する国際標準化機構(ISO)に提案が行われ、2014年10月にISOから国際規格として発行されるに至ったのである。

つぎに、アクセシブルミーティングの概要を、「みんなの会議」(共用品推進機構)のイラストに基づいて紹介していく。

### 2.5.1 会議の案内

会議を開催するときには、開催を伝えるために、事前に参加者の特性把握した上で、参加者のニーズにあった様式の案内を送る(図5)。



図5 会議の案内のイラスト<sup>7)</sup>



図6 アクセス・誘導のイラスト<sup>7)</sup>

### ○案内文書

- 参加者の希望に応じて、拡大文字版、点字版、電子媒体版など、複数の形態を用意する。
- 読みやすいフォント、読みやすい大きさの文字を使用する。
- 必要に応じて難しい漢字にはふりがなをふる。
- また、下記の用意があるかどうかを伝える。
  - ① 障害者用駐車場、一般の駐車場の有無(イラスト)とその場所
  - ② 手話通訳、要約筆記などの情報保障の有無
  - ③ 当日の緊急連絡先(電話、FAX、Eメールなど)

### 2.5.2 アクセスと誘導

会場までの誘導について、主催者は、会議場までの動線や、異なる身体特性のある人がアクセスできるかを確認し、アクセス可能なルートに参加者に示す(図6)。

### ○事前準備および当日の誘導ポイント

- 会議主催者は、参加者が来やすいかどうか、最寄り駅などから会議場までの経路を事前に確認しておく。
- 道路の段差や階段、視覚障害者誘導用ブロックの上に物が置かれていないかなど、確かめておく。
- 誘導サポートを配置する場所を確認し、会議当日の誘導サポート人員を必要に応じて確保しておく。

### 2.5.3 会場の設営・運営

会議場を設営・運営するときには、参加者の特性に配慮することが必要である。会議室での設備への配慮については手話、要約筆記などの情報保障からはじまり、照明、音響などへの配慮が必要となる(図7)。

### ○席の配置に関するポイント

- 手話通訳や補聴援助システムなど、情報保障手段を数人で共有する場合は、席順を考慮する。



図 7 設営・運営のイラスト<sup>7)</sup>



図 8 会議の資料のイラスト<sup>7)</sup>

- ・ 司会，手話通訳，会場全体が見えやすくなるよう口の字，コの字，円卓などの席を準備する。
- ・ 参加者の名前を順番に言ってもらえると，さまざまな支援者を通じて，すべての人が座っている場所や参加者の席順なども知ることができる。
- ・ [テーブル] テーブルのもとには，フットサポートやアームレストがぶつからないスペースを確保する。一般的には，テーブルの上面までの高さは 70 センチ，下面までの高さは 67 センチが推奨されている。
- ・ [照明] OHP，プロジェクタの投影が見えやすいよう周辺を暗くしながらも，手話通訳者が明るく見えるようにするなど，良質の照明環境を確保するようにする。
- ・ [音響] 音量を調整したり，クリアな音質を確保できる良質な音響環境を準備する。

#### 2.5.4 会議の資料

会議資料は参加者それぞれに応じたものをつくる。目の不自由な人へはその人が読むことのできる仕様を確認し，ニーズに合わせて点字版，大活字版，データ版等を用意することが望ましい。また，色彩だけでの識別だけでなく，白黒コピーでの資料でも図やグラフが理解できる工夫も必要である（図 8）。

##### ○資料づくりのポイント

- ・ 参加者の希望に応じて，拡大文字・電子データ・点字・デジタル音声などの資料を用意する。
- ・ 会議当日配布する場合は，視覚情報に頼ることなく口頭でいねいに説明する。
- ・ 文字の大きさは必要に応じて，拡大文字または希望する大きさにして，資料を作成する。
- ・ パワーポイントなどを使用する場合は，コントラス



図 9 会議の進行のイラスト<sup>7)</sup>

トをはっきりさせて見やすいようにする。

#### 2.5.5 会議の開始・進行

出席者全員が情報を共有できて理解できるように，会議を進行させる。会議が開始されたら，誰が発言しているかがわかるように，名前を先に言ってから内容を話したり，「図のように」といった説明ではなく，図が見えなくてもわかるような表現を使う，配布資料の説明の際には，参加者が資料を開く時間をとる等の工夫も有効である（図 9）。

##### ○会議を進行する際のポイント

- ・ 具体的な内容や時間といった会議全体の流れを，はじめに説明する。
- ・ 自己紹介の機会をつくるなど，参加者全員が発言できるような場にする。
- ・ 発言者は，発言する前に自分の名前を言ってから話す。

### 3. 本題の「誰もが」と「より多くの人」を考える

ここまで，障害のある人たちが使えるモノやサービスを創出する手順を紹介してきた。不便さを把握し，その解決方法を「みんなの会議」の手法を使い，解決した手段を誰もがみれる日本産業規格（JIS）にしていく一連の流れである。この一連の流れにより障害者が使える製品・サービスが増えてきたのは事実であるが，果たしてそれらは，この文書のタイトルである「誰もが使える製品・サービス」となっているのだろうか？

側面にギザギザのついたシャンプーは，手の不自由な人にも使いやすくなったか？ 字幕のついたテレビ CM は目の不自由な人にもわかりやすくなったか？ 残念ながら，多くのものは「ある一部の不便さをもっている人には使いやすくなったが，誰もが使えるようにはなっていない」のが現状である。しかし，この難問に一つの答えを出した企業がある。最後にその企業の試みを紹介する。

#### 3.1 徳武産業の「あゆみシューズ」

香川県さぬき市にある徳武産業の本社には，併設された靴屋さん「あゆみ」ショップ本店がある。そこには，



図 10 あゆみシューズ<sup>8)</sup>



図 11 左右サイズの違うあゆみシューズ<sup>8)</sup>

同社が 1995 年 5 月から製造・販売している「あゆみ」と名付けられたケアシューズが数多く並べられ、多くの人のそれぞれの足との出会いが生まれている。先日、このあゆみショップを訪問する機会にめぐまれた。店の扉をあけると、店長が長旅の疲れもいっきに吹っ飛ばす笑顔で迎え入れてくれた。

さっそく私が、「60 歳を超えてから、段差がないところで思いがけずに、躓くことがあるんです」と誰にも言ったことのない悩みを店長に伝えると、「足のサイズを測らせてください」と、プラスチックのノギスで、靴を脱いだ私の両足を測ってくれた。

「25 センチの 5E ですね」と測定結果を教えてください、店内を見渡し外出用シリーズの「コンフォートⅢ」をくれた。店長に勧められた靴を履いてみると、今まで味わったことのない「フィット感！」に感動、間髪入れずに「これ買います！」と言っている自分がいた。60 年以上生きてきたが、靴は足の長さサイズのみを合わせて購入してきたことにその時改めて気づいた。購入してから、2 年がたつが、一度も躓くことなく、「手ばなせない」ではなく、「足ばなせなく」なっている。

### 3.2 あゆみシューズの誕生

現在、十河孝男さんが会長を務める徳武産業には毎日、自分に合ったケアシューズの「あゆみ」に出会えた喜びが詰まった手紙が全国各地から多数届いている。しかし、25 年前にその「あゆみシューズ」は、世の中に影も形もなかった。当時、同社は、「ルームシューズ」、「化粧品ポーチ」、「旅行用スリッパ」を OEM で作っている会社だった。それが、当時社長だった十河孝男さんに、友人の特別養護老人ホームの施設長から「お年寄りが室内で転倒しにくい靴を作ってくれないか」と依頼があったのが 27 年前のことだ。27 年前に同社が受けとった課題は、はれ、むくみ、片マヒ、すり足などがある人たちからのもので、それまでの同社が作ってきた「ルームシューズ」の製造手法では解決できない難問だったのだ。開発担当の十河ヒロ子さんと共に、高齢者の施設を何軒も何度も何度も訪問し、試作品を履いてもらっては意見を聞き修正することを 2 年間繰り返した。その結果、「前が少し地面からあがっている」、「かかどがしっかりサポートされている」、「軽い」、「甲がしっかり止ま

る」などが、転倒しにくい靴の条件であることがわかってきたのだ。適した素材を探し、形状を研究することで大きく解決に近づいた。しかし、さらに大きな難問が待ち構えていたのだ。

十河さんたちが、話を聞いた高齢の人たちの中には、左右の足の長さ・幅などが異なる人も多くおられた。話を聞くと、両方のサイズを購入し、合わないほうは破棄するか、大きなほうのサイズを購入し、先に綿などを詰めるなど苦勞していることを直接、多くの人から聞いたのである。困っている人を見過ごせないご夫婦である二人は、要望にはすべて応えたい気持ちを外部の信頼するアドバイザーに相談したところ「サイズ違いで販売している会社は日本中どこにもない。そんなことをしたら会社が潰れる」と親身になってアドバイスをしてくれた。要望があることはわかっているけれども、手間とコストがかかり、それは業界にとって非常識のことだったのである。依頼から 2 年たった 1995 年 5 月、転倒を防ぐと共に、ファッション性を重視したケアシューズが販売された。その時同社は、左右サイズ違いの靴を一足分の価格で、片足だけの靴を半額で販売することに踏み切ったのである。室内用のあゆみシューズは、外履き用のニーズも生み出した。室内用は裏と表を貼り合わせた一枚モノだったが、外履き用は本格的な靴の開発となる。軽量でソフトな履き心地にするためには、素材にもこだわった。2 年かけた研究は、素材の他、「片手で楽に着脱できる」、「手を使わず履ける」、「フィット感を調整できる」などの要素を加えた結果、多くのニーズに応えることができたのだ (図 10, 11)。

### 3.3 パーツオーダ

さらに同社には、左右の足の長さの違う人、片方の足にむくみがある人、車椅子を使用する時に片足こぎで進むため靴底が減ってしまっ進みづらい人、片手しか使えない人などさまざまな人からの要望が届いた。その度に検討を重ね、要望にあった「靴底の厚み」、「マジックテープの開閉方向」、「足囲」、「足長」などを個別に調整できる仕組みを作ったのである。

それでも合わない場合は、ドイツ人のシューズマイスターが個別の靴を作るシステム、つまり、①より多くの人の靴、②より多くの人の靴をそれぞれの人に合わせら





図 12 さまざまな足に合った靴<sup>8)</sup>

れるシステム, そして, ③その人専用のオーダー靴といった3段階で, すべての人が心地よく履ける靴を, 徳武産業は提供しているのである.

#### 4. まとめ

最後に紹介した徳武産業のあゆみシューズは, 一つの靴だけを取り出すと「誰もが使える靴」ではない. しかし, 高齢者がころびにくい靴を軸として, 左右の足のサイズが違う人, 左右の足の長さが違う人, 右半身が麻痺の人, 左半身が麻痺の人, その他の少数のリクエストに応える仕組みが会社内に「部署」としてできており, 対応しているのである.

2024年4月から民間企業も義務となる合理的配慮<sup>9)</sup>を, その言葉ができる前から徳武産業は, 合理的配慮を実践し, 「より多くの人」ではなく「誰もが使える靴」を, 産み出し続け, それが不可能ではないことを証明し続けているのである.

(2023年11月2日受付)

#### 参考文献

- 1) 共用品推進機構パンフレット (PDF版), [https://www.kyoyohin.org/ja/kyoyohin/pdf/about\\_kyoyohin.pdf](https://www.kyoyohin.org/ja/kyoyohin/pdf/about_kyoyohin.pdf)
- 2) 社会福祉法人日本点字図書館: 朝起きてから夜寝るまでの不便さ調査, [https://www.kyoyohin.org/ja/research/pdf/fubensa\\_1\\_seeing\\_1993\\_10.pdf](https://www.kyoyohin.org/ja/research/pdf/fubensa_1_seeing_1993_10.pdf) (1993)
- 3) 共用品推進機構: 視覚障害者の不便さ, [https://www.kyoyohin.org/ja/kyoyohin/unhandy\\_seeing.php](https://www.kyoyohin.org/ja/kyoyohin/unhandy_seeing.php)
- 4) 日本産業標準調査会: JIS X 6310:1996「プリペイドカード一般通則」, <https://www.jisc.go.jp/> (1996)
- 5) 日本産業標準調査会: JIS Z 8071:2017「規格におけるアクセシビリティ配慮のための指針」, <https://www.jisc.go.jp/> (2017)
- 6) 日本産業標準調査会: JIS S 0042「高齢者・障害者配慮設計指針 アクセシブルミーティング」, <https://www.jisc.go.jp/> (2010)
- 7) 共用品推進機構: みんなの会議, [https://www.kyoyohin.org/ja/research/guideline\\_accessiblemeeting.php](https://www.kyoyohin.org/ja/research/guideline_accessiblemeeting.php)
- 8) 徳武産業株式会社公式ホームページ, <https://www.tokutake.co.jp/>
- 9) 内閣府: 障害者差別解消法に基づく基本方針の改定, [https://www.cao.go.jp/press/new\\_wave/20230331\\_00008.html](https://www.cao.go.jp/press/new_wave/20230331_00008.html) (2023)

#### [著者紹介]

ほし かわ やす ゆき  
星 川 安 之 君



1980年玩具メーカーのトミー工業(株)に入社, 新設の「H・T研究室」に配属される. 1999年(財)共用品推進機構設立時より事務局長・専務理事を務める. 平成26年度工業標準化事業 経済産業大臣表彰受賞. 著書に「共用品という思想」(共著), 「アクセシブルデザインの発想」, 「障害者とともに働く」(共著)共に岩波書店, 「共生社会の教養」経済法令研究会など.